

700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案  
に対して寄せられた主な御意見とそれに対する総務省の考え方

○意見募集期間：平成24年3月1日（木）から同年3月30日（金）まで

○提出意見総数：19件

(1) 法人・団体：14件

(内訳)

- ・携帯電話事業者等 : 5件
- ・FPU 関係（放送事業者等） : 5件
- ・特定ラジオマイク関係（免許人団体等） : 4件

(2) 個人 : 5件

# 1 開設計画の認定の基準に関する意見

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>今回の開設指針案は、総務省殿がこれまで促進されてきた 3.9 世代移動通信システムの普及を目途に策定されており内容として適切なものであると考えます。</p> <p>900MHz 帯の開設指針に引き続き、700MHz 帯の割当についても現行の制度下で行うとしたことは適切であると考えます。現在、トラフィックが大きく増加し周波数需要が急激に増大しているモバイル通信市場の共通課題に鑑み、携帯電話事業者における将来計画への予見性を高める観点からも速やかな周波数割当てを行っていただくことが必要と考えます。【イー・アクセス株式会社、同旨：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I 株式会社】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
2	<p>トータルの周波数幅 30MHz に対し 10MHz 幅 LTE が可能となる最大限の数である 3 者に認めることで、競争がより促進され、超高速ワイヤレスブロードバンドの全国展開が早期に図られるものと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
3	<p>700MHz 帯の希望周波数が重複した場合の優先的割当において、別表第三の競願時審査基準に基づき希望順位を決めるとすることについては賛成しますが、優先的割当に関する競願審査においては、900MHz 帯の審査結果において公表された基準 A、B、C の合計点における比率（それぞれ 1/3）を変更しないようにしていただきたいと考えます。また、周波数のイコールフットイングの観点より、「プラチナバンドの有無」の配点を「割当周波数に対する契約数」よりも大きくしていただきたいと考えます（例：4 点満点で、プラチナバンドの有無を 3 点、割当周波数に対する契約数を 1 点）。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>700MHz 帯に係る開設計画の認定の際に適用する競願時審査基準は、900MHz 帯と同一であることから、競願時審査基準における第 3 基準の配点比率を変えることは考えておりません。また、基準 C における「割当周波数帯の差異」及び「割当周波数幅に対する契約数の程度」はいずれも電波の有効利用の観点から重要であり、審査における配点基準を 900MHz 帯の開設計画の認定と異なるものとすべき特段の事由はないことからこれらの配点比率を変更することは考えていません。</p>
4	<p>700 メガヘルツ帯の割り当ての劣後条件として 900 メガヘルツが割り当てられていることというものがありませんでしたが、以下二点の追加（修正）を希望します。</p>	<p>本開設指針案においては、700MHz 帯の割当ての審査において 900MHz 帯の認定開設者を劣後させることとしておりますが、これは、近接した時期に同一の制度により周波数再編を行う 700/900MHz 帯をより多くの者が</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに1ギガヘルツ未満の割り当てのあるキャリアを劣後とする</li> <li>・新規参入を除き、ギガヘルツ帯の割り当て5年後、該当帯域のカバー率が90%で合ったキャリアを劣後とする。</li> </ul> <p>前者は公平さの観点から、後者は既存帯域を放置させる危険性から具申します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>利用可能とし、電波の有効利用を図ることを目的としたものです。なお、申請が競願した場合においては、申請者に割り当てている周波数帯の有無及び差異を勘案して審査することとしています。また、既に割り当てた周波数帯のうち特定基地局の整備については、当該周波数帯に関する開設計画に基づいて行うこととされており、本開設指針案において審査の対象とすることは適当ではないと考えています。</p>
5	<p>なぜ700MHzの割り当てを急ぐのか。</p> <p>携帯電話が使用する周波数が足りなくなっているから急がなければならないというのは言い訳にならない。</p> <p>700MHzは2015年にならないと使えない。割り当てを受けた携帯電話事業者が基地局や端末の準備をする時間を考慮しても早すぎる。割り当てた後に事業者の事業計画や経営状態が変化して700MHzが未使用になるような状況になれば誰が責任を取るのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>700MHz帯の割り当ては900MHz帯と同様に、近年の通信量の増大に対応するため、既存無線局の周波数移行を早期に完了させ携帯電話に使用させる必要があると考えています。このため、700MHz帯の開設計画の認定は900MHz帯と同様にできるだけ早期に行い、認定後は、本開設指針案に定める手順に従って、認定開設者が終了促進措置を早期に実施することにより、2015年以前であっても、既存無線局の周波数移行を完了した地域から順次、周波数を利用することを可能とすることが適当であると考えています。</p>

## 2 終了促進措置に関する意見

### (1) 終了促進措置に関する協議、実施等について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
6	<p>終了促進措置が完了するまでの間、FPU および特定ラジオマイクの現行周波数を携帯電話が利用する場合、携帯電話の基地局が利用可能な地域や日時を検討する際には、放送番組の制作に影響しないよう具体的な施策等に関し放送事業者との協議が必要です。700MHz帯は複数の開設者が認定されますので、有害な混信がない共用を可能とし円滑な周波数移行を進めるためには、放送事業者との協議窓口を一本化するなど認定開設者間で共同して対応されることが必要です。したがって、共用期間における共用に関する協議についても認定開設者が共同で対応する旨が開設指針に盛り込まれることを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>本開設指針案に基づく認定開設者は、複数となることが想定されますが、各認定開設者が開設する携帯電話基地局の時期や地域は、認定開設者によって異なることが考えられることから、終了促進措置における協議を共同して行うことを禁じるものではないものの、それを義務付けることは適当ではないと考えます。ただし、終了促進措置の実施に関する既存免許人との合意は全ての認定開設者が共同して行うこととしており、合意内容について認定開設者間で意思の齟齬が生じないよう措置を講じているところです。また、終了促進措置の実施に当たっての周知及び通知は共同して行うこととしており、既存免許人が協議を円滑に開始できるよう措置しているところです。</p>

7	<p>FPU／特定ラジオマイクは放送番組の制作や中継において必要不可欠な無線システムであるため、その周波数移行については「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」で整理された検討方法や移行手順等に沿って、業務が支障なく継続できることを見極めながら具体化していく必要があります。また、周波数移行に伴い、放送番組の制作や中継において過度の制約や負担が生じてはならないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>今回の制度整備は、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ（平成 22 年 11 月）をはじめとするこれまでの検討結果を踏まえて行うものです。なお、移行時期や費用負担の方法等、周波数移行の具体的な条件等については、最終的には、認定開設者と対象免許人との協議において決定することとなります。</p>
8	<p>終了促進措置に関する開設認定者と既存免許人との協議が難航するようなことがあれば、行政は関係者に対する説明等に努め、課題解決に向けた環境を整えるなど、円滑な合意形成を支援していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人日本民間放送連盟、同旨：社団法人日本演劇興行協会、東宝株式会社】</p>	<p>終了促進措置においては、移行時期、費用負担の方法等の条件を認定開設者と対象免許人との間で協議し、その合意に基づいて周波数移行を進めることとなります。また、総務省では、関係者に対して、周波数再編に関する周知・広報を行う予定であるとともに、四半期ごとに、終了促進措置の実施状況について認定開設者からの報告を受け、進捗状況を確認し、その結果を公表することとしています。これらの措置を通じて、円滑な合意形成に寄与して参りたいと考えます。</p>
9	<p>FPU と特定ラジオマイクは報道取材や放送番組の制作において必要不可欠な無線システムであるため、移行に当たっては現在と同様な運用ができ放送番組制作の業務が支障なく継続できるよう行政における適切な制度整備、および終了促進措置が確実に実施されるよう望む。</p> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網株式会社、同旨：日本舞台音響家協会、社団法人日本芸能実演家団体協議会】</p>	
10	<p>周波数移行先で使用する新機器が延滞なく供給、及び不可欠な付随工事などが延滞なく施工されるように、総務省が指導することを要求します。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人日本演劇興行協会、同旨：東宝株式会社】</p>	
11	<p>本開設指針案において、開設認定者が FPU／特定ラジオマイクの免許人との間で協議すべき終了促進措置の内容に“現行 FPU／特定ラジオマイクの廃止・変更までの間に特定基地局と周波数を共用する場合の共用条件”が盛り込まれておりますが、この点は重要だと考えます。</p> <p>こうした周波数共用については、「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」において、FPU は“マラソン中継のように、利用期間、場所があらかじめ特定できるものは、2015 年以降も当面の間、免許</p>	<p>御指摘のとおり、本開設指針案においては、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ（平成 22 年 11 月）の内容等を踏まえ、特定ラジオマイク又は FPU と携帯電話基地局が周波数を共用する場合の共用の条件を終了促進措置に係る協議内容として規定しております。本規定に基づき、認定開設者と対象免許人との間で、周波数移行に際して一定期間、既存無線局と携帯電話基地局との間で周波数の共用の条件について合意した場合に、認定開設者は既存</p>

	<p>人間で調整を図りながら利用を図る”旨が、特定ラジオマイクは“2015年以降も当面の間は、免許人間で調整の上、既存ラジオマイクの利用を適宜可能とする”旨が、それぞれ明記されております。これは円滑な周波数移行の前提となるものですので、十分な配慮が必要と考えます。</p> <p>【社団法人日本民間放送連盟、同旨：日本テレビ放送網株式会社、日本舞台音響家協会】</p>	無線局と周波数を共用することができることとなります。
12	<p>総務省の指導の下、特定ラジオマイク事業者による周波数移行先での新機器の安定運用が確保されるまでは、現行の使用帯域との併用を保障し、認定開設者の運用は一切開始されないことを要求します。</p> <p>【社団法人日本演劇興行協会、同旨：東宝株式会社】</p>	
13	<p>終了促進措置は免許人（放送事業者）と認定開設者とで協議し合意および具体化していくが、それと並行して円滑な移行を完遂するために、行政においても関係技術基準の整備や混信防止措置の検討などを促進すべきである。また、免許人と開設認定者との協議において難航することがないように行政による関係者に対する十分な説明を求める。 【日本テレビ放送網株式会社】</p>	今後、円滑な周波数移行を図れるよう技術基準の策定等の制度整備を進めていく予定です。また、必要に応じて、対象免許人等関係者に対して、周波数移行に関する説明を行うことを検討しています。
14	<p>開設計画を策定するためには、移行対象免許人の詳細情報、ブースター干渉関連情報、TVリパック進捗状況、など、様々な情報が必要不可欠であると考えます。開設計画の申請を行おうとする者に対して、できるだけ早期に情報提供がなされることを希望します。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	移行対象無線局の情報については、電波法第25条第2項に基づく無線局情報提供制度を利用することにより、当該無線局の詳細情報の提供を受けることができます。また、それ以外の情報についても申請マニュアル等において公表していく考えです。
15	<p>特定ラジオマイクの移行は、デジタルとアナログが併用されているが、周波数有効利用の観点から移行後は、デジタルのみとするべきである。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、Wireless City Planning 株式会社】</p>	現在、大多数がアナログ局を使用していること、劇場・舞台など高音質へのニーズも多くある中デジタル方式では遅延の問題など技術的な課題があることから、迅速かつ円滑な周波数移行を行うためには、移行先周波数においてもアナログ局の利用を認める必要があると考えます。

## (2) 移行費用について

16	<p>特定ラジオマイクと FPU の移行費用は、新免許人にも応分の負担を求めるといふポーズなのか、新規参入を阻止するよう障壁を高く見せるためなのか、</p>	<p>移行費用の算定に当たっては、免許人、メーカー、工事業者等に対する調査結果を基に、現在の市場価格や使用形態等を踏まえて算定したも</p>
----	--	--

<p>異様に過大に見積もられている。移行費用は第三者を入れて再見積もりすべきである。</p> <p>特定ラジオマイクは、今後、地上デジタル放送の空きチャンネル（ホワイトスペース）か、新たに設定される 1.2GHz 帯を利用する。業界団体である特定ラジオマイク利用者連盟は「1.2GHz 帯は使いにくく、開発期間が必要」という意見なので、多くはホワイトスペースに移ると思われる。</p> <p>ホワイトスペースのワイヤレスマイクはアメリカで広く利用されている。Amazon.com で「professional wireless microphone system」あるいは「in-ear monitors」と検索すると、100 から 600 ドルの製品を多く見つけることができる。これに対して電波部の見積りは、1 局あたり 180 万円から 540 万円となっており、およそ 100 倍と異様に過大である。</p> <p>FPU の利用頻度は著しく低い。特定ラジオマイク利用者連盟の公開情報によれば、駅伝やマラソンが多い 1 月でも、2005 年は 52 回、06 年は 64 回、07 年は 60 回、08 年は 65 回、09 年は 79 回しか利用されていない。</p> <p>SNG (Satellite News Gathering) や GHz 帯の電波を使った FPU が主に利用され 800MHz 帯 FPU はバックアップに過ぎないので、移行させる価値はない。最近では携帯のテレビ電話機能を利用した中継もある。700MHz 帯携帯は高速なので映像品質はさらに向上する。ほかにもバックアップ手段は考えられる。</p> <p>FPU は廃止と決めれば、ラジオマイク向けの約 3 万円×約 2 万局＝約 6 億円だけが新免許人の負担となる。 【山田肇氏、同旨：個人】</p>	<p>のです。</p> <p>まず、特定ラジオマイクの「1 局当たりの移行費用」は、単純にマイク 1 本の費用ではなく、附属設備の費用や工事費用等を含む移行費用の総額を「現行周波数における移行対象の無線局数」で除して、1 局当たりで換算したものです。この費用の中には、①周波数移行に伴い変更が必要となる受信設備等の附属設備の費用、②移行先のホワイトスペース及び 1.2GHz 帯での使用を確保するために増設が必要となる無線設備の費用、③無線設備及び附属設備の工事費用等を含みます。したがって、移行対象無線局 1 局当たりの移行費用は、単純に、移行後のマイク 1 本の価格とは比較できないものです。</p> <p>さらに、ラジオマイクには、品質や周波数等の異なるタイプ（A 型、B 型等）のものが存在しますが、今回、移行対象となっているのは、高品質タイプ（A 型）の特定ラジオマイクです。このタイプのラジオマイクの日本での市場価格は、調査結果によれば、100～600 ドルの少なくとも数倍から数十倍となっています。</p> <p>また、FPU については、今回の移行対象となる 700MHz 帯以外の帯域においても使用されていますが、周波数により電波伝搬特性が異なるため、使用する場所・目的等により使い分けられているのが現状です。なお、FPU の周波数移行については、平成 22 年度電波の利用状況調査における現行の他の帯域のみでは FPU を運用することが困難であるとの免許人への調査結果等を踏まえ、周波数再編アクションプラン（平成 23 年 9 月改定）において移行先周波数帯を公表したところであり、今回の措置はこれらを踏まえたものとしております。</p>
<p>17 費用補償に於いて、機器、設備工事（携帯電話の新規利用周波数帯の電波抑制装置の新規設置を含む）、工事の為の休館時の営業補償、免許更新に要する費用など、今次の周波数再編によって移行を迫られる事業者たちが、いささかも営業的損失を被ることのないように、全ての必要な費用が補償されることを要求します。</p>	<p>本開設指針案における終了促進措置は、移行先周波数における無線局の運用を迅速に開始することにより、移行元周波数を早期に携帯電話サービスに使用することを目的としております。そのため、移行先周波数を使用する無線局を開設するために既存無線局の免許人等に負担が発生する費用として、①無線設備及び附属設備の取得費用、②無線設備及び</p>

	【社団法人日本演劇興行協会、同旨：日本舞台音響家協会、東宝株式会社】	附属設備の変更のための工事費用を認定開設者による負担の対象として定めております。
18	<p>700MHz 帯 FPU は現在、ロードレース中継に多く使用されています。この周波数帯では OFDM 変調システムと相まって、見通し外通信でも良好な電波伝搬を得ています。</p> <p>しかし移行先として予定される 1.2GHz 帯、2.3GHz 帯においてロードレース中継を行う場合、1.2GHz 帯では現在の 2 倍、2.3GHz 帯では 3 倍の受信点が必要ではないかと推測されます。受信設備の増大はすなわち受信機、受信架台の設置、受信点から伝送するための送信機など、過大な負担増を強いる可能性があります。このような周波数移行に伴う制約や負担が生じないよう、確実に対処されることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>本開設指針案における終了促進措置は、移行先周波数における無線局の運用を迅速に開始することにより、移行元周波数を早期に携帯電話サービスに使用することを目的としております。そのため、移行先周波数を使用する無線局を開設するために既存無線局の免許人等に負担が発生する費用として、①無線設備及び附属設備の取得費用、②無線設備及び附属設備の変更のための工事費用を認定開設者による負担の対象として定めており、当該附属設備の取得費用には、FPU の受信点の増加による受信設備や伝送路設備等の費用も含まれます。</p>
19	<p>700MHz 帯の FPU が移行先として想定されている周波数のうち、1.2GHz 帯に移行する場合には、BS 受信機の IF 帯に干渉を及ぼすことが懸念されており、何らかの対策を実施しなければならないと考えられています。無線設備の取得費用・工事費用については特定基地局の認定開設者が負担することが指針案に記載されていますが、このような対策費用についても負担する者を明確にし、移行させられる者が負担することにならないような制度を望みます。</p> <p>【朝日放送株式会社】</p>	<p>BS 放送受信への影響について、FPU については、今後、調査・検討していく予定です。</p>

### 3 ブースター障害等の防止又は解消に関する意見

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
20	<p>地上デジタル放送の受信者に混乱を与えることなく円滑に受信障害を防止し解消するためには、以下のような対策への万全の備えと実施体制が必要と考えます。</p> <p>(1) 障害の防止に向け受信障害が予測される地域に対しては事前の周知を実施したうえであらかじめ事前対策を行うこと、また、障害の申告先の周知を徹底し障害があった場合に速やかな障害の解消が図れるよう、全国的な対</p>	<p>受信障害が発生した場合に、苦情や問合せが放送事業者へ寄せられることは十分想定されることから、ブースター障害等の防止及び解消方策の実施に当たって、認定開設者と放送事業者との間で連絡・調整を行うことは、当該方策の円滑な実施を確保する上で必要と考えます。したがって、この趣旨を明確にするため、ブースター障害等の防止又は解消に関する計画に記載する事項の例示として、「(ブースター障害等を防止・</p>



	<p>策組織を構築し万全な周知広報連絡体制を敷くこと</p> <p>(2) 個別アンテナの受信、集合住宅などの共同アンテナの受信、室内アンテナ受信、携帯ワンセグ受信、および車載受信など地上デジタル放送の受信形態別に、受信者が納得する適切な対策手法が講じられていること</p> <p>(3) 700MHz 帯携帯電話およびその基地局からの電波を抑制するフィルターを内蔵するブースターや受信装置が普及するまでの期間は、基地局設置後の後住者についても障害の防止および解消が必要であることなど</p> <p>上記のような対策への万全の備えと実施体制に仮に不備があった場合には、地上デジタル放送の受信者には障害の原因が不明であったり、申告先がわからないことで、障害時には放送事業者と相談や苦情が寄せられることが想定されます。そのようなことがないように受信障害の防止および解消の具体的な計画に関し、放送事業者への情報提供も必要となります。</p> <p>したがって、携帯電話の基地局の開設指針には、ブースター障害等の防止又は解消の計画に受信障害の防止と解消に向けた放送事業者への情報提供に関する事項を記載することを求めます。また、上記(1)～(3)などのような具体的な対策の計画を審査することで、万全の対策実施体制が確保されることを求めます。 【日本放送協会】</p>	<p>解消するための) 方法の実施に関する地上デジタル放送を行う放送事業者との間の連絡及び調整」を本開設指針案に明示することとしました。</p> <p>また、ブースター障害等の防止又は解消に係る具体的な方策の内容については、認定開設者が実態を踏まえながら、その責任において実施されるべきものと考えますが、当該方策を実施しうる根拠として、①当該方策の実施体制、②周知広報の方法等については、絶対審査基準の審査において留意すべきものと考えます。</p>
21	<p>700MHz 帯移動通信システムの導入に伴い、地上テレビジョン放送受信のブースター障害等が懸念されますので、本開設指針案において開設認定者の防止・解消義務を明記したことは、国民・視聴者の保護、ならびに地上テレビジョン放送ネットワークの安定的な運用維持の観点から、妥当なものと考えます。</p> <p>この趣旨に沿って、開設認定者が連携して積極的な対策計画を立て、障害発生防止に万全を期すとともに、万一、障害が発生した場合は、遅滞なく確実に対処するよう要望します。 【社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。なお、認定開設者においては、本開設指針案に基づき、共同して地上デジタル放送のブースター障害等の防止又は解消を行うこととなります。</p>
22	<p>影響を受ける従来型のテレビ受信ブースターが、700MHz 帯に係る開設計画の認定以降も新たに設置・利用されることのないよう、関係者に対し早期に周知・啓発を図る措置が関係省庁や業界団体等によって講じられるよう要望い</p>	<p>携帯電話システムが使用する周波数帯を増幅するようなブースターが今後増加しないよう対策を講じることは重要な課題と認識しており、総務省としても、今後、ブースター障害等の対策に係る関係団体（産業界</p>



	<p>たします。また、特定基地局からテレビ受信ブースター障害が発生した場合に、認定開設者による対策等が円滑に実施できるよう、国民への広報・周知活動について、関係省庁や業界団体等による措置が講じられるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDD I 株式会社、 同旨：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、イー・アクセス株式会社】</p>	<p>等)への周知・啓発等の対応を検討してまいります。</p>
23	<p>本指針(案)において、地上デジタルテレビ放送の受信ブースターの対策期間が明確にされておきませんが、開設指針に基づくテレビ受信ブースターの対策期間についても、700MHz帯に係る開設計画の認定期間と同等とすることが妥当であり、これを指針に明記すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDD I 株式会社、同旨：イー・アクセス株式会社】</p>	<p>地上デジタル放送のブースター障害等を防止又は解消するための方策が必要となったのは、今般、700MHz帯において携帯電話用の周波数を確保することになったことに起因するものであり、当該ブースター障害等の原因者たる認定開設者においては、特定基地局の整備が集中して行われることとなる認定の有効期間においては、共同して対策を実施することが適当であると考えます。なお、認定の有効期間経過後においても、必要に応じて適切に措置を講ずる必要があるものと考えます。</p>
24	<p>テレビ受信ブースター対策を速やかに完了し、割り当てられた700MHz帯を早期に利用することは、周波数有効利用の観点からも必至であり、全ての認定開設者は、この趣旨を認識しテレビ受信ブースター対策を共同で円滑に行う必要があると考えます。しかしながら、対策に先立ち実施される認定開設者間の協議において合意が遅れが生じ、テレビ受信ブースター対策全体に影響を及ぼすような状況に至ることも否定できません。そのような場合には、早期解決に向けた行政による関与等の措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDD I 株式会社】</p>	<p>ブースター障害等の対策は、認定開設者が特定基地局の整備の一環として認定計画に従って実施すべきものです。このため、総務省では、四半期ごとに、ブースター障害等の対策を含めた事業の実施状況について、認定開設者からの報告を受けることとしており、総務省としても、その進捗について注視していくこととしております。</p>
25	<p>今回提示された700MHz帯開設指針案のいわゆる絶対審査基準に「ブースター障害等の防止又は解消に関する計画」が含まれたことは、地上デジタルテレビジョン放送の視聴者保護の観点より評価する。</p> <p>地上デジタルテレビジョン放送は国民の生命と財産を守るライフラインであることから、その受信に支障を与えないことはきわめて重要であり、ブースター障害等の防止又は解消に関する計画については、競願時審査基準においても、確実性、具体性について審査対象とすべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p> <p>なお、ブースター障害等の対策は、特定基地局の整備に当たって全ての認定開設者が共同して実施すべきものであり、その実施は、全ての認定開設者が最低限満たすべき基準であることから、絶対審査基準として、その内容及び実施の確実性を審査することが適当であると考えております。</p>

## 4 その他の意見

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
26	<p>放送事業者は一定期間、同一用途の無線設備として、現行 FPU 送信機と新周波数帯の FPU 送信機を両方保有し、徐々に新周波数帯に移行させていくことが想定されます。その間の電波利用料については二重負担とならないよう、適切に対応いただきたいと考えます。</p> <p>【社団法人日本民間放送連盟、同旨：日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>電波利用料は、電波法に基づいて、無線局の免許内容等に応じて課されることとされておりますが、周波数移行における無線局免許の方法等については、今後、必要な検討を行うこととしております。</p>
27	<p>700MHz 帯 ITS の第一の問題は、見通し外車両との事故防止という効果が得られにくいことである。出会い頭衝突が防止できるは、両方の車両が 700MHz 帯 ITS を装備していた場合に限られ、片方だけが装備したときには役に立たない。よって、普及率が 50%で防止できるのは <math>0.5 \times 0.5 = 25\%</math> の事故に、普及率 70%でも 49%に限られる。警察庁の統計では、2011 年中の交通事故 69 万件のうち 18 万件が出会い頭衝突である。したがって期待される効果は、普及率が 50%でおよそ 5 万件ということになる。一方、この 10 年間で、従来施策だけで (700MHz 帯 ITS なしに) 出会い頭衝突は 6 万件以上減少してきている。</p> <p>ETC では効用は普及率に比例する (装備した車両はただちに ETC が利用できる)。これに対して、700MHz 帯 ITS では効用は普及率の二乗に比例し、ETC よりも減じられるため、運転者にとって魅力は少なく普及に弾みが期待できない。</p> <p>第二の問題は、諸外国で 700MHz 帯を ITS に利用する計画がないことである。米国と欧州では ITS には 5GHz が用いられている。アジア太平洋地域での周波数配分の調和を目的に組織されている APT Wireless Group でも、700MHz 帯 ITS は議論の対象になっていない。このまま強行しても 700MHz 帯 ITS は国内でしか利用できない、したがって輸出できないガラパゴス技術となることが確定している。</p> <p>効果が薄く普及が期待できず、ガラパゴス化が確実な ITS への割当は、民主党政権下で一度決定したことではあるが、電波を真に有効に利用するために見直すべきである。</p> <p>【山田肇氏】</p>	<p>ITS の割当てに関する御意見については、今回の意見募集の対象外です。</p> <p>なお、ITS の割当てについては、情報通信審議会による VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件に関する一部答申 (平成 19 年 6 月 27 日)、周波数再編アクションプランの改定 (平成 23 年 9 月 14 日) 等を経て、3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案として、電波監理審議会の答申を踏まえ、平成 23 年 12 月 14 日に制度化したところです。</p>

28	<p>世界的な周波数再編ならびに移動体通信のニーズ拡大、デジタルTV放送網の更なる構築など周波数移行の重要性について理解することはできます。</p> <p>しかしながら、ニュースや新聞などの報道から通信事業者の動向ばかりが大きく取り上げられ 現在使用しているワイヤレスマイクロフォンの先行きに不安を感じています。つきましては、再免許の交付についての方針など告知して頂けたらと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>既存の無線局に対する再免許については、制度上、周波数の使用期限である平成31年3月31日までを有効期限として付与することができます。ただし、認定開設者と周波数移行について合意した場合には、当該合意に基づき、現行周波数における無線局の運用を停止し、周波数を移行することとなります。また、移行先の周波数における免許方針等については、今後、制度整備を行っていく予定です。</p>
29	<p>本開設指針に基づき申請する特定基地局開設計画には、終了促進措置等に関する記載を行うことになり、これまでの開設計画の申請よりも作成に要する時間が必要であり、時期も4月末から5月の連休期間をはさみますので、申請期間は法に定められた期間よりも十分長めにさせていただきようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>700MHz帯に係る開設計画の申請期間については、同様の記載内容となっていた900MHz帯開設計画の認定における申請期間を勘案して定める予定です。</p>
30	<p>周波数オークション制度導入のための電波法改正案が国会に提出されていることに関連して意見を述べます。オークション制度には分かりやすさや透明性といったメリットもありますが、細部の制度設計が重要であるため、実施に至るまでには相応の期間が必要になることから、オークション導入は2015年ごろに実用化が見込まれる第4世代とすることが妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>周波数オークション制度については、電波法の一部を改正する法律案を今通常国会に提出したところであり、法の成立後、具体的な制度設計を行うこととなるため、その際の参考とさせていただきます。</p>
31	<p>特定ラジオマイクの移行先として想定されている周波数の中に、ホワイトスペースが含まれていますが、特定ラジオマイクをホワイトスペースで使用した場合に地上デジタル放送の受信に混信を与えることのないように運用させる必要があります。ホワイトスペースを使った特定ラジオマイクの周波数割当状況、運用場所や運用時間等の情報を公開し、地上デジタル放送事業者が把握できるような制度とすることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送株式会社】</p>	<p>地上デジタルテレビジョン放送帯域のホワイトスペースにおける具体的な運用調整の方法については、本年1月24日に公表した「ホワイトスペース利用システムの共用方針」に基づいて、今後、ホワイトスペース推進会議の下で検討していく予定です。</p>